

J-PETS 第16回例会（オンライン）

2022年6月、犬猫のマイクロチップの装着と登録が義務化

マイクロチップって何ですか？

文：尾形聡子

2021年12月2日（木） 19:00～21:00

■モデレーター

西村亮平先生：日本ペットサミット会長、東京大学大学院農学生命科学研究科獣医学専攻獣医外科学研究室教授

■犬と猫のマイクロチップの情報登録制度について

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長 野村 環

■マイクロチップのメカニズムと装着方法

共立製薬株式会社 福島正晴

■オークションにおけるマイクロチップ全頭装着から見てきたこと

一般社団法人 ペットパーク流通協会会長 上原勝三

■マイクロチップの装着と義務化でおもふこと

公益社団法人日本動物福祉協会理事 飯塚 修

例会開催にあたり、日本ペットサミット会長の西村亮平先生よりご挨拶がありました。

「本日は、そろそろ義務化開始となるマイクロチップについて考えていきたいと思います。ご参加されている皆さんはもちろんマイクロチップのことをご存知でしょう。ですが、私を含めて、マイクロチップってどういう仕組みなの？ 中に何が書いてあるの？ どうやって入れるんだろう？ 失敗はないの？ など、いろいろ気になる点があると思います。」

現在、来年6月に向けて環境省で法律を作っている最中であり、細かな部分については今後決まっていくとのことですので、今回は法の詳細についてはあまり触れずに、「いったいマイクロチップって何だろうね」というところを皆さんと一緒に情報共有しましょう、という趣旨になっております。どうぞよろしくお願いたします。」

質疑応答

■ブリーダーがマイクロチップ装着について申告しがないのはなぜ？

福島氏：出品した犬が落札されないとブリーダーさんは一度その生体を持ち帰り、別のオークションに再度

出品することがありますので、マイクロチップが入っている生体は別のオークションで何かしらの理由で

買い手がつかなかったと考えられてしまう可能性がある、ということをブリーダーさんは心配して申告を

嫌がるという傾向が試験開始当初にはありました。ですが、今後マイクロチップが義務化され、装着した状態で出品することが当たり前になれば、自ずとこの問題は解決されると考えています。

■愛玩動物看護師法の改正で動物看護師もマイクロチップを打てることとなります。それについての説明をもう少しお願いします。

野村室長：来年5月に施行され、令和5年（2023年）の2月から3月くらいに最初の国家試験が行われる予定です。それ以降に、愛玩動物看護師の資格を持つ方が動物病院で勤務を開始されますと、獣医師の診療の補助という行為ができるようになります。獣医師の指示のもとに採血や投薬などができるようになるのですが、その中のひとつとしてマイクロチップ装着が含まれることとなります。ですので、当面の間はマイクロチップを装着できるのは獣医師の方だけになりますが、愛玩動物看護師の方が実際に現場で活躍するようになってくれば、獣医師の元で補助行為を行うことができるようになるということです。

■愛玩動物看護師法がマイクロチップ装着のトレーニングを受ける研修会はあるのでしょうか？

野村室長：環境省では看護師向けの研修を行う予定は今のところございません。

西村会長：愛玩動物看護師の業務の広がりをいかにして活用するかを考えると、獣医師の団体が積極的にその点を推し進めていかないとならないですね。

■マイクロチップの登録情報を別組織が活用することは法的に問題ないでしょうか？

野村室長：環境省で準備しているデータベースそのものは、全国の犬猫のデータを個人情報と一緒に一元的に管理することになりますので、セキュリティはかなりしっかりしたものにしなければなりません。まずは、飼い主の方の情報をいただいて、所有者を確実にするという目的のために動かし始めたいと思っています。

す。私も不勉強なところがありますが、一方で、政府が管理しているさまざまなデータをオープンデータとして活用していくという枠組みもありますので、個人情報をもった状態で情報を提供するという取り組みが可能になってくるようです。そのような中で、たとえば疾患に対するデータを使用したいというような場合、マイクロチップの番号以外にも病名のデータも持っていないとオープンデータとして使いようがないという面もあります。マイクロチップのシステムを今後どう拡張していくかということは夢のある話なのですが、まだそこまで追いついていないというのが実情です。

西村会長：システムを拡張するというのは「言うは易し」で、簡単ではないことだと思います。ただ、将来のことを考えますと、動物のためにそのようなデータを活用できる方向も検討していただけると嬉しいと思います。

■マイクロチップの登録情報をマイナンバーと紐づけることは考えていますか？

野村室長：マイナンバー制度とマイクロチップ登録を橋渡しできるかということについては、今までまったく検討していませんでした。デジタル化社会の中で、何がしかそういった取り組みをしていかななくてはならないということになってくれば対応せざるを得ないのかもしれませんが、今のところ、マイクロチップのシステムは個体識別をするもので、犬猫の所有権を法的に証明するシステムまでにはなっていません。マイナンバーの方は住民基本台帳や戸籍など人の管理、まさに完全に個人を特定するシステムとして存在しているので、マイクロチップ情報とマイナンバーとの整合性、確実にこの人の所有であるということを担保するためにはマイクロチップのシステムの方を進歩させていかななくてはならないと思います。前向きな回答が難しく、申し訳ございません。

西村会長：なかなかお答えになりにくい質問だったと思います。おそらくこれはマイナンバーカード側の制度を変えないといけないという話にもなると思いますので、そうすると、環境省の事案ではなくなってくる

のかなという気がいたします。これまでの個人情報の議論を聞いていても、どんなに小さなことでも個人情報の扱いは法的にしっかり担保しないといけないようですから、それは大変ではないかと。将来的にそういうふうになればいいな、というくらいのところかと思います。

■マイクロチップが2本入っていた場合はどうしたら？

福島氏：2本入っていることで生体に大きな問題が生ずることはありませんし、読み取りにも問題はありませんので、両方とも登録しておくことが解決策になるのではないかと考えています。仮に家から愛犬が逃げ出してしまい、保健所でリーダーを当てられる状況が起きたとき、リーダーを使う方は2本入っているとは通常思いませんから、たいていはどちらかのチップを読むことになるはずですが。しかし、両方のチップを登録しておけば、いずれの番号を読んでも飼い主さんにたどり着くことができますので、両方登録いただくのがいいと思っております。

西村会長：データベース側からすれば、マイクロチップの番号に紐づいている情報があるということになり、動物それぞれに番号が紐づいているわけではないですから、たとえ複数入っていても、違う番号でも同じ情報が出てくるということになりますよね。

福島氏：先程の飯塚先生のお話にもありましたように、マイクロチップの規格が国によって異なるので、渡航する国によっては新規でマイクロチップの挿入を求められることがあります。つまり、複数入っていることもありますので、運用していく上でカバーしていくのがいいと思います。

■個体に2つの違う飼い主情報が登録されていた場合はどうなるのでしょうか？

野村室長：非常にレアケースだと思いますが、たとえば、現在すでにマイクロチップを装着し、既存の民間の登録システムに登録されていた犬猫がいるとします。その犬猫が逃げ出してしまっただけで野良犬・野良猫と勘違いして拾得した人が、リーダーで読んでみたけれどもチップは見つからなかったためマイクロチップを

新たに入れ、情報を環境省のデータベースの方に登録したとします。そのような場合、犬猫は二人の所有者情報を持った状態になり得ますので、マイクロチップ情報を持っている各機関に両方の情報を照会した上で、新しい所有者になったと思っている方が納得すれば、元の所有者の方に戻していただくというようにして、丁寧な対応をしていくことになるのではないかと思います。元の飼い主の方が、逃げ出した犬猫がどこに行ったかわからずにすでに諦めてしまったという状況であれば、新しい所有者に飼われることもあるかもしれません。いずれにしましても、2つのマイクロチップの情報をたどると、登録の時期が異なる別々の所有者がいるという状況は起こり得ると思います。

■マイクロチップが体内で移動してしまうと、何か問題が起こるのでしょうか？

福島氏：当社では年間に二十数万本のマイクロチップを販売しておりますが、現行の商品で体内移動があったという獣医師の方からのケースレポートはこれまでありませんでした。ただし、1年後、3年後、5年後など後追いをして調べてきたわけではありませんので、臨床の獣医師の方が調べてみたら実は動いていたということは状況によっては出てくるだろうと考えています。ですから、移動の可能性を考えますと、読み取りの際には首の後ろだけにリーダーを当てるのではなく、極力広い範囲をくまなく調べていただくことが必要になると思っています。

■マイクロチップを装着する年齢基準のようなものはあるのでしょうか？

野村室長：環境省としてはそのような基準を設けてはいませんが、今後8週齢未満、おそらく6～8週齢の間に装着が行われることが多くなってくると思います。この週齢における動物への装着による負担が獣医学的に大きいということは認識していません。